



藥 発 第 336 号
昭和49年4月16日

各都道府県知事 殿

厚生省薬務局長

医薬品再評価に関し、資料提出を必要
とする有効成分等の範囲について—
その1/1（通知）

医薬品再評価の実施については、昭和46年12月16日
付薬発第1179号をもって通知したところであるが、同通知
に基づき下記に該当する品目について、その資料を昭和49
年7月15日までに提出するよう貴管下関係業者に周知徹底
方よろしく願います。

記

単味剤である医療用医薬品であって、別記の有効成分を含
有するもの、ただし、1 消化器官用剤、2 ホルモン剤、6 抗
結核剤については外用剤を除き、3 外皮用剤（グリセオフル
ビンを除く。）については皮膚科領域の外用剤に限り、4 眼
科・耳鼻科用剤については眼科・耳鼻科領域の外用剤に限る。

ノ、消化器官用剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) パパベリン

エチルパパベリン

アミノペンタマイド

塩化トリジヘキセチル

オキシフェンサイクリミン

シクロペンタフェン

ジフェニルヒドロキシプロピオン酸ジエチルアミノエチル

ジフェニルピペリジノメチルジオキソラン

臭化オキシピロニウム

臭化ジボニウム

臭化ベンジロニウム

臭化ペンチエネート

臭化メチルピベンゾレート

臭化メペンゾレート

ピペリドレート

ヨウ化イソプロパマイド

(2) アミノ安息香酸エチル

オキサゼカイン

ピペリジルアセチルアミノ安息香酸エチル

上記有効成分を含有する医薬品であって、他の薬効を標榜するものを含む。

2. ホルモン剤

次に掲げるもの、またはその塩類

(1) テストステロン

イソ酪酸テストステロン

ウンデシレン酸テストステロン

エナント酸テストステロン

カプリル酸テストステロン

吉草酸テストステロン

酢酸テストステロン

シピオン酸テストステロン

プロピオン酸テストステロン

メチルテストステロン

アンドロステロン

デヒドロエピアンドロステロン

アンドロステンジオール

アンドロステンジオン

メチルアンドロステンジオール
プロピオン酸ドロモスタノロン
フルオキシメステロン

(2) スタノロン

吉草酸スタノロン
メチルアンドロスタノロン
エナント酸メデノロン
酢酸メデノロン
メタンドロステノロン
カプロン酸クロルテストステロン
酢酸クロルテストステロン
プロピオン酸クロルテストステロン
オキシメステロン
チオメステロン
デヒドロオキシメステロン
エチルナンドロール
オキシメタンドロステノロン
シピオン酸ナンドロロン (シピオン酸ホルテストステロン)
デカン酸ナンドロロン (デカン酸ホルテストステロン)
フェニルプロピオン酸ナンドロロン (フェニルプロピオン酸ホルテストステロン)

フリルプロピオン酸ナンドロロン（フリルプロピオン酸ノルテストステロン）

オキシメトロン

ノルエタンドロロン

スタノゾロール

エチルチオスタノゾロール

プロピオン酸ボランジオール

シクロヘキシルプロピオン酸ノルテストステロン

3. 外皮用剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) イソチペンジル

クレミゾール

ジフェニレイミダゾール

ジフェンヒド ラミン

ジメチルアミノフェニルメチルフェニルプロパン

マレイン酸クロルフェニラミン

(2) グリチルレチン酸

クロタミトン

サリチル酸メチル

ヘキソチオカイン

ジパルミチン酸ヒリドキシン

(3) オーレオスリシン

グリセオフルベン（経口剤）

(4) アセチルオキシメルクリヒドロキシウンデカノ酸

ウンデシレン酸

サリチル酸

ジマゾール

チアントール

N-デカメチレン-N'-デカメチレンビスアミノキナ
ルジニウムジアセテート

トリメチルセチルアンモニウムペンタクロロフェネート

トルナフテート

ハロプロジン

フェニルヨードウンデシノエート

ペンタクロロフェノール

リボアスレジン

4. 眼科・耳鼻科用剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) エリスロマイシン

ラクトビオン酸エリスロマイシン

カナマイシン

キタサマイシン

クロラムフェニコール

オキシテトラサイクリン

テトラサイクリン

フラジオマイシン

(2) スルファフェナゾール

スルフィソキサゾール

スルフィソメゾール

(3) フェニレフリン

臭化水素酸ホマトロピン

ピロカルピン

サリチル酸フィゾスチグミン

硫酸フィゾスチグミン

(4) アミノ塩化第二水銀

黄色酸化水銀

黄降汞

硝酸銀

(5) ナファゾリン

硫酸亜鉛

(6) これまで明示された麻酔剤であって眼科・耳鼻科領域
の薬効を標榜する外用剤

5 泌尿生殖器官用剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) アクリフラビン

サリチル酸フェニル

フェナゾピリジン

ヘキサミン

マンデル酸ヘキサミン

(2) アミノトロゾール

カルバルゾン

キノオホン

クロルダントイン

プロテイン銀

メトロニダゾール

(3) アザロマイシン

トリコマイシン

ナイスタチン

ピマリシン

ペンタマイシン

上記有効成分を含有する医薬品であって他の薬効を標榜するものを含む。

6. 抗結核剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) アルミノパラアミノサリチル酸

パラアミノサリチル酸

(2) イソニアジド

イソニアジドグルクロン酸

イソニアジドピルビン酸

イソニアジドメタンスルホン酸

(3) エチオナミド

エチルスルホニルベンズアルデヒドチオセミカルバゾン

エタンブトール

チオアセタゾン

ピラジナミド

(4) カプレオマイシン

サイクロセリン

バイオマイシン

(5) その他

抗結核剤の有効成分として用いられている成分であって、これまで明示されたものの以外のもので、上記有効成分を含有する医薬品であって、他の薬効を標榜するものを含む。